

空床利用 短期入所生活介護利用契約書

空床利用 介護予防短期入所生活介護利用契約書

社会福祉法人 きらめき会

特別養護老人ホーム 八潮いこいの里（従来ショート）

「空床利用」 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用契約書

_____（以下「契約者」といいます。）と社会福祉法人きらめき会（以下「事業者」という。）は、事業者が設置運営する空床利用（短期入所生活介護）、及び空床利用（介護予防短期入所生活介護）の介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第 一 章 総 則

第1条（契約の目的）

事業者は契約者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護を提供し、契約者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日とします。
但し、契約者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までを有効日とします。

第3条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置し、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第4条（利用基準）

契約者は、次の各号に適合する場合に利用できるものとする。

- ① 共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害の恐れがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療する必要があること。
- ④ 契約内容に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方法に賛同できること。

第5条（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が連続して4日間以上の場合、事業者は、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業所は、この「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護計画」の内容を契約者及びその家族に説明しご承諾を頂きます。

第6条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的なケア、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、生活機能訓練、健康管理を行うものとします。

第7条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 契約者が使用する居室の提供
 - ② 契約者の食事の提供
 - ③ 契約者に提供する理美容サービス
 - ④ 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供或いはレクリエーション行事

2. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
3. 事業者は、第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても解りやすく説明するものとします。
4. 事業者は、「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
5. 事業者は、サービス提供にあたり、契約者または他の入所者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
6. 契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に応じ入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り契約者の希望に添うようにします。

第8条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後 2 年間保管します。
2. 契約者は事業所において、契約者自身に関する前1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
3. 契約者は、サービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を契約者に請求します。

第9条(身元引受人 **兼連帯保証人**)

1. 契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、身元引受人(**以下身元引受人**)を定め、本契約における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意するものとします。
2. 身元引受人は、本契約に基づく利用の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負うものとします。
4. 契約者が疾病等により、サービス利用中に医療機関に入院することとなった場合に、入院申込み、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること。
5. 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品(居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く)の引取りなど必要な処理を行うこと。
6. 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことが出来ます。
7. 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡若しくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てよう努めます。

第 二 章 利用料金

第10条(利用料の支払い)

1. 契約者は事業者に対し、第 6 条に定める介護サービス並びに第 7 条に定める介護保険料給付外サービスについて、「重要事項説明書」に定める利用料を支払うものとする。
 - ① 介護保険給付対象サービス費(自己負担額:利用料金の 1 割又は2割、3割)
 - ② 滞在費
 - ③ 食 費
 - ④ 介護保険対象外サービス費
2. 事業者は、契約者が支払うべきサービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、契約者に代わって保険者より支払を受ける(法定代理受領)。
3. 事業者は、契約者に対し、前月の利用料等の請求書を毎月 15 日に発送する。請求書には、請求する金

額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付するものとする。

4. 利用料は、毎月 20 日にご指定の口座から総額のご請求額を引き落としさせていただきます。1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
5. 事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。

第11条(利用料金の変更)

1. 第 6 条に定める介護サービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。
2. 第 7 条に定める介護保険対象外サービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う 1 ヶ月前までに説明した上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
3. 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。

第 三 章 契約者の権利と義務

第12条(契約者の権利)

契約者は、本施設の介護サービスに関して以下の権利を有する。ただし、これらの権利を行使することによって、契約者はいかなる不利益を受けることはない。

- ① 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- ② 生活や介護サービスにおいて、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重される権利。
- ③ 必要に応じて適切な介護を受ける権利。
- ④ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- ⑤ 契約者の介護サービスの在り方について異議があるときには苦情を申し立てる権利。(苦情申立先は重要事項説明書に記載)
- ⑥ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利。
- ⑦ プライバシー及び通信の秘密が守られ、外部との交流を図る権利。
- ⑧ 安全と衛生が保たれた環境の下で生活する権利。
- ⑨ 思想、信条、性別その他によって差別を受けない権利。
- ⑩ 選挙権の行使、その他社会生活上必要な行為を行う権利。

第13条(契約者の義務)

契約者は、本施設内での介護サービスにおいて、以下の義務を負う。

- ① 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供する義務。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者に従事する職員の権利を不当に侵害しない義務。
- ③ 本施設内の取決め及び事業者またはその協力医師に従う義務。
- ④ 事業者が提供する各種サービスに疑義がある場合に、速やかに事業者に知らせる義務。
- ⑤ 契約者が事業者に対し、届け出た情報提供内容及び各保険内容に変更が生じた場合に事業者に速やかに届け出る義務。
- ⑥ 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

第14条(造作、模様替え等の制限及び禁止事項)

- ① 契約者は、居室に造作、模様替えをしてはならない。
- ② 事業者の承諾無く居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできない。
- ③ 契約者は、サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことをしてはならない。
- ④ 事業者が定めた以外の物品の持込み。
- ⑤ 施設内での喫煙。

第 四 章 事業者の義務等

第15条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者の体調・健康管理からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用は契約者負担とします。

第16条(守秘義務等)

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第17条(個人情報の保護)

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た契約者及びその家族に関する個人情報を、重要事項に記された内容以外の理由で利用いたしません。個人情報の保護については、契約終了後も同様です。

第 五 章 利用契約の変更と終了

第18条(サービスの事前キャンセル)

1. 契約者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 契約者が入所予定日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、契約者に対して【短期入所生活介護重要事項説明書及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。

第19条(サービスの中途終了)

1. 契約者は、事業者に対して前日17時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日当日までの日数を基準に計算します。
2. 事業者は、契約者の心身の状況及び、体調不良等の理由により施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日当日までの日数を基準に計算します。
3. 事業所は、契約者の行動が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日当日までの日数を基準に計算します。
4. 利用期間中に契約者が入院した場合、サービスは終了となります。この場合の料金は、サービスを開始した日から起算し、入院が発生した日までの日数を基準に計算します。

第20条(契約の解除)

1. 契約者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、契約者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合、事業者は、契約者に対して文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、契約者が現にサービスを利用している期間中は2日間の予告期間をおきます。
 - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ② 契約者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ③ 伝染病及び感染症疾患等により、その他の利用者及びサービス従事者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
 - ④ 契約者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
 - ⑤ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ⑥ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第21条(契約の終了事由)

次の各号に該当した場合は、利用契約は終了とする。

- ① 契約者が死亡した場合、その翌日。
- ② 契約者が本利用契約期間の解除を予告し、予告期間が満了した日。
- ③ 事業者が第20条に基づき本入所契約期間の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 契約者が他の介護保険施設等への入所が決まり、当施設から他施設へ入所となったその翌日。
- ⑤ やむを得ない理由により事業を閉鎖または縮小する場合。
- ⑥ 法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ⑦ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑧ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

第 六 章 そ の 他

第22条(緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに契約者の健康状態が急変した場合や、その他必要な場合には、医療機関及びあらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡する等必要な措置を講じます。

第23条(連携)

事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、契約者の介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第24条(相談・苦情対応)

事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する契約者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第25条(本契約に定めのない事項)

1. 契約者及び事業者は、誠意をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第26条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・身元引受人、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用契約者(契約者本人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代筆者: _____ 続柄: _____)

身元引受人(連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印) (本人との続柄 _____)

事 業 者

住 所 埼玉県八潮市大字垢526-1
氏 名 社会福祉法人 きらめき会
特別養護老人ホーム 八潮いこいの里
施設長 樋口 純平 (印)